

第1章

前提条件の整理

-
- 1-1 愛知県における阿久比町の緑の広域的位置づけ
 - 1-2 上位関連計画
-

第1章 前提条件の整理

1-1 愛知県における阿久比町の緑の広域的位置づけ

「愛知県広域緑地計画（平成31年（2019年）3月）」の愛知県の緑を取り巻く状況などを参考として、本町の緑の広域的位置づけ・地理的特性を整理すると以下のとおりとなります。

○県東部の人工林、中央部の二次林に対して、本町の位置する知多半島は、果樹栽培や水田などの耕作地の緑の骨格となっています。

愛知県の都市計画区域において、西部では、木曽川によってつくられた全国2位の広さをもつ濃尾平野が広がっており、濃尾平野の東の小牧台地と名古屋東部丘陵から、南に向かって知多半島が形成されています。中央部では、矢作川下流一帯に西三河平野が開けており、その東に木曽山脈へとつながる三河山地があります。

三河山地の樹林地は、その多くはスギ・ヒノキを主体とした人工林が占めています。都市計画区域においては、尾張北東部や名古屋東部丘陵、三河山地などの都市計画区域界周辺のいわゆる里山が位置する地域では、人工林とともに落葉広葉樹などの二次林が分布しています。

また、知多半島や東三河地域などでは、果樹の栽培や水田などの耕作地が広く分布しています。

○県東部山間の自然公園や生息地等保護区などの保全対象となる緑、県中部市街地の公園や風致地区などの都市環境向上のための緑に対して、本町の位置する知多半島は、地域森林計画対象民有林や農地、ため池など産業と一緒にした緑の骨格となっています。

本町は、県指定希少野生動物種の生息地等保護区や天然記念物は指定されていません。

知多半島は緑被の状況において、まとまりある樹林地などが分布する区域に位置づけられます。

広域的な都市公園は、知多半島には分布が少なく、本町には整備されていません。

県立自然公園の特別地域の指定は三河山地などにみられるほか、知多半島においては、県立自然公園普通地域の指定がみられます。

特別緑地保全地区や風致地区、自然環境保全地域、保安林などの知多半島ではまとまった指定は少ない状況です。

地域森林計画対象民有林は、三河山間地を中心に位置しており、都市部、知多半島、渥美半島においても点在しています。

大河川がない半島にはため池が多く作られています。

1-2 上位関連計画

(1) 愛知県広域緑地計画(平成31年(2019年)3月)

計画の期間	平成31年度(2019年度)～令和12年度(2030年度)
対象区域	都市計画区域(6の都市計画区域:38市12町1村)、準都市計画区域
計画の理念	豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～
基本方針	基本方針1: 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり 基本方針2: 良好な生活環境とQOL(生活の質)を高める緑の空間づくり 基本方針3: 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり



(2) 知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成31年(2019年)3月)

目標年次	基準年次を平成30年(2018年)として、概ね20年後の都市の姿を展望。市街化区域の規模は、令和12年(2030年)を目標年次として定めている。
基本理念	愛知の都市づくりビジョン(平成29年(2017年)3月)の都市づくりの理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した基本理念を定めている。
主要な緑地の方針	<p>ア 環境保全系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の骨格を形成する緑地として、半島中央部を南北に連なる丘陵地の樹林地や森林の保全を促進する。 ○希少種や地域固有の動植物を保護するため、多様な生物の生息地となる多くのため池の保全を促進する。 ○市街地では、都市の高温化を緩和する公園や緑地の確保を促進する。さらに、建物の緑化や良好な緑陰を創出する並木の形成を促進する。 ○良好な緑地や水辺を保全することで、希少種や地域固有の動植物の保護を図るとともに、自然的環境インフラネットワークの形成により、開発などで分断された生物の生息・生育空間の連続性の確保を促進する。 <p>イ レクリエーション系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うため、都市基幹公園の整備を促進する。 ○安全で快適に散歩などができる健康づくりの場として、知多半島サイクリングロードなどの整備を推進する。 ○自動車に過度に頼らない歩いて暮らせる生活圏を構築するため、高齢者や子どもが歩いていけるような近距離に防犯性や安全性にも配慮した身近な公園の整備を促進する。 <p>ウ 防災系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画における公園の位置づけに応じて、防災施設の整備を促進する。 ○災害時に広域的な避難活動や救助・復旧活動の拠点となる公園などでは、防災機能の確保を促進する。 ○保水機能を有する中央部の丘陵地に広がる樹林地や土砂災害の防止に役立つ南部の樹林地や森林、浸水被害を軽減する役割を担う市街地周辺の農地の適正な保全を促進する。 <p>エ 景観構成系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地と一体となって良好な景観を形成し地域の魅力となっている丘陵地の里山、河川の緑地の保全を促進する。 ○地域の歴史・景観資源となる特色ある緑を確保するため、歴史・文化資源と一緒にとなった緑地の保全や公園などの整備を促進する。